

議会広報特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。

記

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 名 称 | 議会広報特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 那珂川町議会委員会条例第6条 |
| 3 | 目 的 | 議会広報「議会だより」の発行 |
| 4 | 委員の定数 | 6人 |
| 5 | 期 間 | 平成29年3月31日まで |